

各私立中学校設置者 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 8 年度私立高等学校等授業料等減免事業補助事業計画書（小学校又は中学校の授業料（家計急変分））の提出について

このことについて、今年度における中学校の授業料減免（家計急変分）に係る補助金額の算定に必要となりますので、関係書類について下記により提出願います。

記

1 対象者

中学校に在学する生徒の保護者等が、家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯

- (1) 家計急変した年度については、家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降 1 年間の世帯収入が 400 万円未満相当と認められる世帯
- (2) 家計急変した年度の翌年度以降については、保護者等の家計急変後の年収の合計が 400 万円未満相当と認められる世帯であって、保護者等の資産保有額の合計が 700 万円未満と認められる世帯

2 提出書類

- (1) 令和 8 年度私立高等学校等授業料等減免事業補助金（小学校又は中学校の授業料(家計急変分)）に係る事業計画書の提出について（参考様式）
- (2) 事業計画書（要綱様式第 2 号イ）
- (3) 授業料減免補助対象者一覧表（要領別紙 1）
- (4) 減免対象要件に該当することを証明する書類の写し

ア 保護者等全員の収入状況及び扶養親族の人数、年齢が確認できる書類（最新の課税証明書等）
扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等をいい、国民健康保険の場合は、扶養の事実の申立書（参考様式－2）も提出すること。

イ 保護者等の資産状況が確認できる書類（通帳の写し等）

ウ 家計急変の事実が分かる書類及び事実発生日以降 1 年間の保護者の収入見込みが分かる書類の写し（私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助対象者を除く。）

<共通書類>

- ① 家庭状況調査票（参考様式－1）
- ②－1 給与収入が減少した場合は勤務先の給与見込証明書（参考資料－3）
- ②－2 自営業者の場合は収支見込計算書（参考様式－4）等により、家計急変があってから直近 3 ヶ月の収支状況を基に年間所得金額を算出すること（左記の計算方法に限らず、

合理的な方法であれば差し支えないもの)。

<個別資料>

(ア) 勤務する会社等から解雇された場合

- 雇用保険受給資格者証の写し

(イ) 自ら経営する会社等が破産・倒産した場合

- ① 雇用保険受給資格者証の写し
- ② 破産（倒産）の事実が確認できる書類（破産宣告書・事業廃止届等）

(ウ) 不慮の事故等により死亡した場合

- 死亡証明書・除籍謄本等、保護者の死亡が確認できる書類又は診断書・入院証明書等、長期療養の事実が確認できる書類

(エ) 離婚した場合

- 戸籍謄本等、離婚の事実が確認できる書類

(オ) 不慮の災害により被害を受けた場合

- 罹災証明書等、被災の事実を確認できる書類

※ 家計急変した年度の翌年度以降の場合は、家計急変した年度から当該申請しようとする日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度までの世帯収入の実績及び申請年度の世帯収入の見込みがわかる書類を提出願います。

(5) 学校法人又は学校の授業料減免に関する規程等

(6) 授業料減免に関する規程等の生徒、保護者への周知方法を記載した書面

(7) 理事長又は学校長に対する授業料減免申請書の写し

3 提出期限

令和8年10月30日（金） ※該当者がいない場合は、メールによりその旨連絡願います。

担当：私学振興担当 志和池（しわち）

TEL：019-629-5042 ／ FAX：019-629-5049

Mail：AH0007@pref.iwate.jp